

## ～役員に対する報酬の法人税法の取扱いを特集！～

まもなく上場企業の多くが株主総会を行う時期となります。そこで、新聞などで話題に上るのが役員に対する報酬です。法人税法では、役員給与が経費(損金)となる要件を定めています。今回は役員給与の法人税法の取扱いに注目します。

### I 役員給与の体系

役員へ支給する給与については従業員給与と異なり、次の3つに分類されます。

①定期同額給与、②事前確定届出給与、③利益連動給与の3つです。①がいわゆる役員報酬、つまり毎月の給料です。②は賞与に該当します。③については支給を行う会社が同族会社に該当しない場合の前提になりますので、今回は割愛します。

### II 定期同額給与

#### ① 通常改定

その支給時期が1月以下の一定期間(定期)ごとである給与でその事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与を言います。役員への支給で毎月同じ金額となっているものを指します。

支給額については、決算から3ヶ月以内に開催される株主総会等で、支給額の増額、減額等の改定決議を行います。そして、原則として一度定めた支給額は、一定の事情がある場合を除き、翌年の定時株主総会までは変更せずに支給することを、税法は求めています。

#### ② 定時株主総会以外で改定が認められる場合

- (イ) その事業年度において役員の職制上の地位の変更、その役員の職務の内容の重大な変更など、やむを得ない事情がある場合(臨時改定事由)
- (ロ) その事業年度において経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由がある場合  
(業績悪化改定事由)

### III 事前確定届出給与

#### ① 内容

所定の時期に確定額を支給する旨の届出を事前に税務署へ行うことにより支給額が損金算入される役員への賞与です。事前に支給時期と、支給額の届出を行わせることで恣意的な利益調整を防止することを目的としています。なお、支給については、事前の届出どおりに行う必要があります。

#### ② 事前確定届出の期限

届出には期限があります。期限に間に合わなかった場合、支給額については損金に算入されないこととなりますので注意が必要です。

#### 【届出の期限】

定時株主総会の決議日から1ヶ月経過日	次のうちいずれか早い日
会計期間開始の日から4月を経過する日	

#### ③ 手続き

事前確定届出給与については株主総会等において決議が必要とされています。事前確定届出給与の支給を行う場合には、定時同額給与の改定にあわせて、事前確定届出給与の金額についても議事録への記載を忘れずに行うことが肝心です。

あなたの会社に元氣と未来を届けます！